

盛岡保健所長告示第 11 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 4 月 3 日

盛岡保健所長 鈴木 俊彦

1 訪問看護

介護保険事業 所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称又は開 設者の氏名	指定年月日
0360190136	指定訪問看護ステーション盛岡つ なぎ温泉病院メディケアプラザ	盛岡市繫字尾入野 64 番地 9	社団医療法人盛岡繫 温泉病院	平成 19 年 4 月 1 日

2 通所リハビリテーション

介護保険事業 所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称又は開 設者の氏名	指定年月日
0370102873	指定通所リハビリテーション盛岡 つなぎ温泉病院メディケアプラザ	盛岡市繫字尾入野 64 番地 9	社団医療法人盛岡繫 温泉病院	平成 19 年 4 月 1 日